

マイナンバー制度の 安全対策Q&A



Q マイナンバーが漏えいしたら、個人情報も全部漏れてしまうのですか？

A 個人情報は一元管理しないので、芋づる式に漏えいすることはありません。

それぞれの機関が持つ個人情報を従来どおり分散して管理することで、情報漏えいの連鎖を防ぎます。

Q 個人のマイナンバーを集めて、悪用されることはありませんか？

A マイナンバーの利用範囲などは法令で厳しく制限されています。

法令に定められた範囲を超えて収集や保管を行うと、刑事罰を科せられる場合があります。

Q マイナンバーを他人に知られたら、なりすましの被害にあうのではないですか？

A マイナンバーの手続きでは本人確認を必ず行い、なりすましを防ぎます。

マイナンバーを使った手続きでは、申請者のマイナンバー確認と身分証などによる身元確認が義務付けられています。

Q マイナンバーのシステムでは、どのような安全対策をとっていますか？

A システムにアクセスできる者を制限して、通信も暗号化しています。

不正なアクセスが行われないうよう、第三者機関(個人情報保護委員会)が監視・監督しています。

Q マイナンバーカードをなくしたら、ICチップの情報を盗まれますか？

A ICチップには、税や年金などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。

ICチップに記録されるのは、住所、氏名などの情報のみで、ICチップの利用には暗証番号も必要です。

Q マイナンバーカードを持つと個人情報が丸裸になることはありませんか？

A マイナンバーカードで、個人情報を名寄せして管理されることはありません。

マイナンバーカードを作ったり利用したりしても、ICチップなどに個人情報が蓄積されることはありません。

問い合わせ

マイナンバー
総合フリーダイヤル



0120-95-0178

公式サイト

マイナンバー



平日 午前9時30分～午後8時 土日祝 午前9時30分～午後5時30分(年末年始を除く)
■紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受け付けます

問●町総務課 総務班 ☎0187(84)1111

第14回 **参加無料**

人形供養祭

【受付】AM 9:00～
【神事】AM 11:30～

JA葬祭 虹のホール Eterna

お楽しみ大抽選会

JA葬祭 みどりの会

新規入会特別キャンペーン

一家族 入会金 **8/1水～9/30日**

10,000円のみ (月掛け・積立ではありません)

期間中ご入会された方に感謝を込めてプレゼントを進呈いたします。

みどりの会への入会お申し込み、ご葬儀のご用命・お問い合わせは、下記までお気軽にどうぞ。

JA秋田おぼろ 千畑総合支店・仙南総合支店 株式会社 JA仙北葬祭センター TEL 0187-63-5067

男女共同参画 川柳

応募作品審査結果

たくさんのご応募
ありがとうございました

男 女がお互いを認めあい、分かち合い、支えあう男女共同参画社会を推進し、その趣旨を広く理解してもらうために川柳を募集したところ、182人の皆さんから183点のご応募がありました。

8月2日(休)に開催された第2回美郷町男女共同参画住民懇話会による厳正な審査の結果、最優秀賞1点、優秀賞3点、入選6点を決定しました。これらの作品は今後の啓発活動に活用していきます。

最優秀賞

家事をする 父の姿は 半端ねえ!
佐藤 朝陽 さん(美郷中3年)

	作品	氏名(敬称略)	学校・行政区名
優秀賞	支え合う 言葉と心 つなぐ糸	田口 勝	外川原
優秀賞	「わしでも」と はりきる祖父が 風呂掃除	澁谷 侑花	美郷中3年
優秀賞	我が家では みんなもってる マイエプロン	高橋 蒼斗	美郷中3年
入選	「お疲れさん」 労う気持ち これ参画よ	鈴木 直保	上野荒町
入選	さあ、やるぞ ママパパ共に 家事育児	荒尾 桃香	六郷高2年
入選	思いやり ちょっとしたこと 幸せに	高橋 里湖	六郷高2年
入選	あのチャーハン 今日もつくって お父さん	小場 美咲	美郷中3年
入選	父と母 1+1で 3以上	福田 悠馬	美郷中3年
入選	家事分担 家族の花が 咲きほこる	佐藤 壮琉	美郷中3年

住民懇話会 委員からの コメント

- ・ 今年は「お父さん」が出てくる川柳が多く、普段から家事を手伝っているお父さんたちが増えていると感じました。
- ・ 以前は男性(父)がもっと女性(母)を手伝いましょう、という内容が大半だったと思うのですが、最近は「自分も」や「祖父」、「みんな」という言葉があり、少しは男女共同参画が広がってきたかなと嬉しく思います。
- ・ 優秀な作品が多く、よく考えているなと思いました。「参画」をどう捉えるかに注目して選びました。

問●町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

介護保険事務所からのお知らせ

介護保険の支給対象となる住宅改修について

要介護または要支援認定を受けている方が、介護保険の支給対象となる住宅改修を行う場合、介護保険負担割合に応じた給付額が介護保険から支給されます(申請上限額20万円)。

■支給対象工事

- ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止や移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
④引き戸などへの扉の取替え ⑤洋式便器などへの便器の取替え ⑥その他①～⑤の工事に伴い必要となる工事

■支給方法

【償還払い】

改修工事業者に工事費用を全額支払ったのち、介護保険から利用者の方に7割から9割を支給します。

【受領委任払い】

利用者の方は工事費用の1割から3割を改修工事業者に支払い、介護保険から工事業者に費用の7割から9割を直接支払います。

■申請方法

担当のケアマネジャーに相談のうえ、工事を始める前に介護保険事務所に申請します。

受領委任払いは、介護保険事務所に登録されている事業者が施工する場合に選択できる支払方法です。登録事業者は介護保険事務所ホームページ(<http://www.oskaigonet.or.jp>)をご覧ください。介護保険事務所・地域包括支援センター・町の介護保険担当課に用意している一覧表でご確認ください。

負担割合は「介護保険負担割合証」(黄色)に記載しています。

申・問●介護保険事務所 保険給付班 ☎0187(86)3911